論文

ヴィクトリア朝劇場空間統制のポリティクス — 「群衆」から「市民」へ

松浦 愛子

I 序

19世紀中葉、英国の王権は、劇場の運営権の制限等を通じて、社会空間に多大な影響を及ぼしていた。しかし、1870年代、劇場建築を監査した当局の言説が変化する。それまで劇場の運営を管理・監督した宮内大臣から、首都圏建設委員会 (Metropolitan Board of Works) に管轄が移行した。このことは、当時の社会空間における「あるべき」劇場の姿が様変わりしたことを示す。治安上の理由から、当局の介入をうけていた劇場が、観客の安全を確保するために、議会の監視のもとに置かれることとなったのである。

本稿の目的は、これまで英国の劇場史で見過ごされてきた、劇場空間統制のポリティクスを考察することにより」、劇場が新たな市民概念の形成をもたらす要因となったことを明らかにすることにある。19世紀の大衆文化の殿堂であった劇場は、市民社会をめぐる王と議会の長期にわたる確執の一場面に登場し、権力のシフトを必要たらしめる様々な問題群を社会的「リスク」として顕現化した。この結果として生じた「市民」概念は、外的要因(米国における災害)によって映し出された想像の産物であると同時に、英国の市民社会がその根底から変容しつつあったことを示す文化的指標とみなすことができる。

この「市民」概念の形成過程で、二つの重要な出来事が交差する。19 世紀に王室は、国王大権 (royal prerogative) として行使していた特権を 議会に譲り渡し、象徴的な権威となった。² その結果、「人民」(people) は、 「群衆」(mob) に代わり、民主的な政体 (democracy) をになう大衆 (masses) に生まれ変わる。3 本稿の分析は、リスク概念が社会の構成と密接につながることを示す最近の研究に依拠しているが、4 新たな市民概念が社会的事実に変容する過程を実証的に検証することにより、上記の政治変動と近代の主体形成の関係を示すうえで、興味ある一例を提示するものと思われる。

近代の主体形成をアクターの解釈学により分析しようとするフーコー (Foucault) 的視点の影響をうけ、個人の意識のレヴェルでその実態が検証される主体性は、近代的自我の形成と不可分な研究課題となった。本論にあらわれる主体は、今まで幾度となく議論されてきた性・快楽をとりこむことで形づくられる近代の自我とは異なり、新たにイメージされた社会的危機へ対応するため、概念化され、制度化された社会空間をつうじ顕現化した「市民」である。その分析にあたっては、知識・権力に関する議論のみならず、「本稿では取り上げることのできなかった「市民」のより実証的な考察が必要となる一方、「その実体は、上記の主体の解釈学では分析困難な、より社会学的な諸要因の副産物であることが明らかとなる。

この関連で、アンリ・ルフェーヴル (Henri Lefevre) が『空間の生産』において、「空間の概念と空間の生産の概念によってのみ、権力の枠組みは(現実においても、概念においても)具体的なものに至ることができる」と述べていることは注目に値する。7 その理由として、社会空間が、国家と政治の法令集や実施規則によって定義され、制度化されることにより、知識、権力、そして個人の主体化が複雑に交差するハビトゥスを形成することがあげられる。このハビトゥスと劇場を関連づけることが本稿の主たる狙いである。

19世紀中期にコレラ、火災などの頻発が、対処すべき問題として取り上げられたことによって、危機管理が必要となった。本稿は、社会的危機管理が劇場に及んだ結果、伝統的王権の下で劇場が果たした役割が徐々に変貌し、あらたな知識と権力の構図が形成され、主体化の実践のための社会的舞台が作られた過程を追う。この過程で「群衆」は「市民」に変容をとげるが、その前提として、王権に代わり、議会の社会空間への介入が必要となった。この点を明らかにするため、以下、劇場の管理にかかわる王

権の実践を概説する。

Ⅱ 王権、劇場、群衆

劇場への王権の力の起源に関して、1892年の庶民院劇場特別調査委員会に採録されたエスコット (Thomas Hay Sweet Escott) の『英国――国民、統治形態、娯楽』 (England: Its People, Polity, and Pursuits, 1880) は、王室の宮内大臣 (Lord Chamberlain of the Royal Household) による劇場管理を、王権の「奇妙な生き残り」と評した。⁸ 通常、宮内大臣の演劇監督は、演劇検閲法 (Licensing Act, 1737) によるとされる。しかし、これは、既成事実の追認にすぎないという。実際は、宮内大臣の支配は、国王大権 (royal prerogative) のもとに、ヘンリー8世以前から行われていた。⁹

宮内大臣は、閣僚級の要職の枢密院顧問官であり、貴族院に席を置く。¹⁰ その執務室は、王室の中枢部であり、王の正式な居住地、セントジェーム ズ宮殿内にある。宮内大臣は、英国内の劇の検閲を行い、ロンドンの劇場を認可し、適宜、劇場を閉鎖した。王の大権の代理人であるために、宮内 大臣の決定は、絶対であった。

1843 年の劇場法 (Theatres Act) 以前のロンドンでは、チャールズ 2 世が 1660 年に与えた劇の上演の占有を保証する勅許をもとに、ドルリー・レーンとコヴェント・ガーデンの 2 大劇場が、台詞を含む劇の上演を独占した。 11 劇場を好んだヴィクトリア女王は、 12 言論統制の対象であった劇場に 認可を与えた。さらに、1833 年演劇著作権法 (Dramatic Copyright Act) の後、1842 年文芸著作権法 (Literary Copyright Act) により、演劇作品は劇作家保護のため、知的財産権を得る。劇場法以降、劇場運営は、王家から与えられた伝統的特権ではなく、市場の自由競争にまかされることとなる。すなわち、前近代的な制約のもとにあった劇場は、他の産業と同列になったといえる。

しかし、不特定多数の群衆が集う劇場は、騒擾の場として治安維持の観点から、当局による監視の対象であり続けた。1843年の劇場法によって撤廃されたばかりの1737年法は、1572年のエリザベス朝の貴族の後ろ盾、または治安判事の許可書がない役者を「やくざ者」として取り締まる、浮

浪者取締法を下敷きにしている。¹³ さらに、1909 年まで適応された 1751 年の秩序争乱に関する法律は、娯楽の場を窃盗、怠惰など悪の温床となる「無法の場」(disorderly houses) とみなし、治安判事の認可を義務づけた。 1863 年のエドワード皇太子 (Prince Edward) 結婚の際、劇場は、祝福のために無料開放されるとともに、その周辺の警備が強化された。このことから、劇場は、魅力と危険を併せ持つ、治安維持の対象であったことが伺える。また、復活祭の公演は 1861 年まで制限され、四旬節の水曜日と金曜日は上演禁止であった。1880 年代半ばまでは、灰の水曜日も上演禁止日であり、¹⁴ 劇場と宗教との緊張関係も続いた。中世的な騒擾の場としての劇場の性格は、長きにわたり残存し続けたといえよう。

Ⅲ コレラと劇場の安全基準の変遷

ルフェーヴルは、空間を管理する行政的権威のあり方から、社会生活の統治の実態の検証が可能と指摘する。¹⁵ その視座から、ロンドンの劇場における中世の王権の名残は、明らかである。慣習を踏襲して、1843年の劇場法は、政治の中枢、ロンドンのウエストミンスター地区や、王の滞在地内の劇場管理を、宮内大臣に委ねた。¹⁶ また、宮内大臣直轄区域のうち、国王大権による勅許を持つ2大劇場は、検閲を除いて、宮内大臣の力が及ばない例外的な場所であった。勅許は、1660年から「永遠に」有効であり、その後の法においても追認されている。しかしながら、勅許の写しすら、政府には保管されていなかった、と言われていた。¹⁷ 慣習で引き継がれてきた王権は、このように、絶対的な強権を残していたのである。

一方、当時の劇場の実態は、必ずしも、王権より特権を認められた由緒ある公共空間のそれとは言えない状態であった。1860年代初頭、同時代の劇場建築の水準に詳しい当時の劇作家の証言によると、演劇の面では後進国であった米国の劇場建築の水準は、欧州よりも高かった。18フランスでは、ナポレオン3世の構想に沿って、セーヌ県知事オスマン (Haussmann)のパリ改造計画のもとに、劇場の再建が進んでいた。パリでは、国庫から歳費が劇場管理に支出され、劇場は警察直轄下にあった。しかしロンドンの劇場は、劣悪な建物構造に加え、ほとんどがパリの安全基準に満たない

安全上の問題があった。¹⁹ その原因の一端は、ロンドンの劇場の安全確保が女王の財源でまかなわれた、王室の宮内大臣付きの数名の官吏の管轄となっていたことにある。中世から続く宮内大臣の権限は形式化され、毎年の認可に付随する規制以外の介入は、希であった。

劇場に関しての宮内大臣の実務は、会計検査官と検閲官が担った。会計検査官ポンソンビー・フェーン (Spencer Cecil Brabazon Ponsonby-Fane) によれば、1855 年までの劇場に関わる議会法は、騒乱と風紀の乱れの取り締まりがすべてであり、大衆の安全については「まったく考慮の対象とならなかった」 (never considered at all) という。 20

宮内大臣は1853年の着工時の図面の提出に加え、1855年に、劇場の建物の立入検査を導入した。これ以降、検閲官と会計検査官は、年に一回、測量家とともに、²¹ 認可予定の全ての劇場の立入検査を行った。²² その契機は、1854年に、王宮と議会のあるウエストミンスター地区において、10日間で500人以上が死亡したコレラ、と推測できよう。ポンソンビーは、時の宮内大臣ブレダルベイン侯爵(Marquess of Breadalbane)が、自身で全ての劇場を回って換気を点検したことが劇場の立入検査の始まりと述べている。²³ 当時は、瘴気が病気を広めるとする説が広く信じられていたことから、²⁴ ブレダルベイン侯爵は換気に注目したのであろう。公衆衛生法(Public Health Act)の存在にも関わらず、衛生状態は劣悪であった。

1855年以降の当局の態度について、ポンソンビーは、危機を契機に、世論が安全に関する議論を取り上げるまで、大衆の安全への注意はなかった、と証言した。²⁶8年後の1863年1月には、ロンドンのウエストエンドのプリンセス劇場で、上演中にガス照明から2人の踊り子の衣装に引火し、1人が舞台上で焼死した事件が、世論を震撼させた。 翌年の1864年2月には、イーストエンドのパビリオン劇場において同様の事故が起き、バレエの踊り子が死亡した。事故後、宮内大臣の検閲官に聞き取り調査がされたのち、国会では、宮内大臣は火災に対する適切な注意を与えた上で認可を下しているのか否か、が追及された。世論は宮内大臣と経営者の思慮に期待したが、この時点では、たいした改善はなされなかった。この事件に関する宮内大臣と劇場経営者の会合は、事故を犠牲者の自己責任

として片付けた。²⁷ 宮内大臣シドニー子爵 (Viscount Sydney) は、濡らした 毛布か水を溜めたバケツを舞台袖に置く等の4つの簡単な規則と簡単な通達を、劇場経営者に宛てて出すにとどまった。²⁸ しかし、一連の事件を契機にして、建築の安全性に関する議論が、議会のみならず、世論においても取り上げられ始めたのである。それは、長らく騒乱と治安維持の取り締まりの対象であった「群衆」が、「市民」に変容する前触れでもあった。

IV 1866 年特別委員会

1866年まで、宮内大臣が既存の25の劇場の上演権を保護する方策をとっていたことから、ロンドンの劇場数は一定であった。しかし、1852年から徐々に、宮内大臣の許可を必要としないミュージックホールが現れ、劇場と競合するようになった。それにより劇場経営者らの不満が高まったため、1866年、特別委員会が開かれた。この委員会の主眼は、ミュージックホールの認可問題であったが、その過程で、当時の劇場に対する宮内大臣の権限行使が極めて恣意的であり、建築の基準が劇場認可を阻む口実として使われていた様を伺うことができる。

一例として、劇作家ディオン・ブシコー(Dion Boucicault)が、宮内大臣に新しい劇場の計画書を提出した際の対応が挙げられる。決められた順序で手続きをしたにもかかわらず、申請が却下されていたため、宮内大臣の恣意性が問題とされた。通常は充分な資金と土地を用意して、図面を添えて申請すれば、宮内大臣は予定地の検査と安全基準を確認し、許可するはずであった。しかし、同業者の反対と、王室の数々の介入があり、建築計画は破綻した。²⁹このケースは委員会の中でも何度か取り上げられ、その後の認可手続きの透明性推進につながった。

さらに、委員会において、劇場建築の調査を行うための宮内大臣の法的権限が明確に定められていなかったことに起因するロンドンの劇場の安全基準の立ち後れが、指摘された。 30 首都消防局 (Metropolitan Fire Brigade) のショー大尉 (Eyre Massey Shaw) によって、過去 33 年間の英国における劇場火災の一覧と、劇場建築の規制に関する草案が提出されたが、採用されなかった。この時点では、当時の劇場が引き起こすであろう

危険性は、深刻とは思われず、災害のリスクに関する配慮は、ほとんどなされなかった。結局、1866年の議会の特別委員会報告書では、宮内大臣の規則を充分とし、火災に対する注意を勧告するに終わった。

当時まで、宮内大臣は、芸術的な活動・事業などに経済的・精神的な援 助をする後援(パトロネジ)となって、劇場を庇護していた。³¹ 実際、宮 内大臣はじめ、劇場担当官らは、爵位貴族や学識者であり、劇場の後援 者となるには、格好の役職であった。会計検査官ポンソンビーは、ベス ボロー伯爵家の6男で、パーマストン卿(Lord Palmerston)を含む、3代 の外務大臣の私設秘書をつとめ、クリミア戦争終結の文書をパリまで持 ち帰った功績により、1887年に、第一等帝国功績勲章 (ISO)、1897年に、 第一等バス勲章 (GCB) を受賞した。ヴィクトリア女王の秘書官長、ヘン リー・ポンソンビーは、彼の従兄弟にあたる。32 ウィリアム・ボダム・ダ ン (William Bodham Donne) は、先任者の代理(1849–1856 年)を経て、 正規の検閲官(1857-1874年)として、計21年間仕官した。ギリシャ・ ローマの古典を重視する教育をうけ、ケンブリッジ大学を卒業した。ダン は、劇場人と交流があり、演劇について多くの著作がある。宮内大臣によ る劇場管理は、このような階級の人々の見識 (good sense) に基づいた支 配であった。1866年の委員会では、彼らの見識は重みを持ち、宮内大臣 下に、ロンドンの全ての娯楽の場所の認可がおかれることが提案されたほ どであった。33

ロンドンでは、劇場管理者である王家と劇場経営者は、比較的近い関係にあった。宮内大臣付きの官吏は、各劇場の建築の内情に精通していた。修繕にあたって、その内部事情に応じた対処法と修繕命令を与えており、実質的には、目こぼしと等しい、寛容な対応を行っていた。一例として、経営者保護のために、借地期限の近い劇場に関し、仮認可を発行する例外措置を取った。また、検閲用の脚本の提出は、上演の3週間前とされたが、実際には一週間前にして便宜を図るなど、超法規的な例外が慣行となっていた。このような背景には、検閲官ダンと会計検査官ポンソンビーの経営者の自発的な責任に任せ、うるさく干渉しないという考えがあった。34 しかし、この癒着の構造が、劇場の安全性を脅かしていたことは、想像に難くない。

1870年代になると、1866年の委員会の劇場認可推進の方針のもと、劇場の建築ラッシュが起こる。1866年に25あった宮内大臣管轄の劇場は、1877年には38に増えていた。検閲官と会計検査官は、毎年の立入検査で問題のある箇所を指摘した。検閲官ダンは、毎年の修繕の結果、1870年頃までには劇場の状態に改善がみられた、と知人宛の私信で述べた。

I have just completed the annual survey of 35 Theatres—very satisfactory, inasmuch as the Report is at least one half of it commendatory, and the other half very slight in the articles of neglect and omission.

When I began acting as the Devil's archdeacon—for are not Theatres *his* ideas of a Church? —in 1857, 20 Theatres then occupied me far more time, and required, besides curses, far more ink and paper than 35 do now. ³⁵

しかし、会計検査官ポンソンビーは、後の 1892 年の特別委員会で 1870 年当時を振り返り、劇場の状態自体が劣悪であった故に、その改善には限界があったと述べた。³⁶ 劇場は、依然として安全でも衛生的であるともいえず、火災も頻発したのである。³⁷

V ブルックリン劇場の火災と首都圏建設委員会の支配への移行

19世紀後半、王室が、徐々に政治的実権を議会に明け渡した結果、権力の顕示は、大掛かりな儀式による、象徴的なものに変容した。このような変容の過程は、劇場運営にも見える。多くの法改定が、ヴィクトリア朝中期になされるなか、長い間、例外的な領域とされてきた劇場にも、法的支配が及ぶようになった。変化の要因として、宮内大臣の判断では十分に対応できない公共の安全性について、より専門的な知識が要求されるようになったことがあげられる。

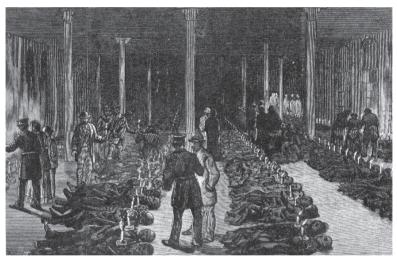
1870年代半ば、上述のように、治安維持に限られていた劇場管理に、安全面確保に関する議論が加速する。契機は、1876年12月のニューヨーク市、ブルックリン劇場における火災である。この火災以前には、一般に、劇場に関する防災意識は低く、予防策の必要性は、一部の例外的な識者にのみ認識されていた。例えば、首都圏消防局のショー大尉は、『劇場

の火災』(Fires in Theatres, 1876) において、1672 年以降の英国のみならず、米国と欧州各国の劇場火災の事例を含む、知られうる全ての劇場火災の事例を記し、劇場における驚慌状態に処する法律(panic legislation)の必要性を述べた。 38

英国で、劇場の安全性が真摯に議論され始めたのは、1876年12月に ニューヨーク市のブルックリン劇場で297人が焼死した大惨事が起こっ てからのことである。ブルックリン劇場の火災が、ロンドンの劇場の安全 基準の転換点となったことは、従来の研究で、さほど取り上げられていな い。39 実際、米国においては、公共空間における火災で、史上3番目に多 い死者を出したにも関わらず、その後のニューヨーク州の建築基準の改正 は、最低限に限られた。40しかしながら、この火災は、遠く大西洋を隔て た、ロンドンの劇場の安全基準の変化に貢献したのである。電報の発達 により、大西洋間の情報伝達は、非常に迅速であり、41 ロンドンの新聞は、 火災を広く詳細に報じた。そのため、ロンドンの大衆は、この事件に非常 に高い関心を持っていた。42 彼らは、空間的に離れた地点でおきた災害の 事実を、自らにも起こりうるリスク、としてとらえたのである。そのた め、翌 1877 年に、中央衛生局(General Board of Health)のエドウィン・ チャドウィック (Edwin Chadwick) や前述のショー大尉が招集され、首都 圏消防局の現状を調査すべく、特別委員会が開かれた。これが、宮内大臣 の劇場建築の権限の首都圏建設委員会への移管に繋がったのである。この 火災の詳細を、英国のタイムズ紙の報道からみてみよう。

タイムズ紙の報道によると、⁴³ 1876年の12月5日夜、ブルックリン劇場には、人気の劇『2人の孤児』(The Two Orphans, 1875)を観るために、1,000人ほどの観客が詰めかけていた。終幕が近づいた11時15分、舞台上方で、ガス照明が背景に引火した。煙が立ちこめ、火が燃え盛り、観客が火災に気づいてから10分以内に、舞台は火に包まれた。劇場は、夜の闇に煙を吹き上げ、轟音とともに、木製の劇場の天井と壁が落ちた。翌朝、火勢がおさまると、劇場のドアの内側には、判別不可能なまでに炭化した死体の山が発見された。翌日、昼夜の探索が続き、7日朝までに315人の死亡が確認された。ワシントン街の劇場の正面玄関では、瓦礫の下からひどく焼けただれた20体程の遺体が見つかった。その近くには、まだ

くすぶっている、天井桟敷へつながる階段の残骸の下に、ひどく損傷し、焼けこげた、おびただしい死体の山が残されていた。死体は、互いに絡まりあい、一つの塊となっていた。煙に巻かれながら、逃げようとして、狭い階段で足を踏み外し、将棋倒しになって押しつぶされた、天井桟敷の犠牲者らが、階段の崩落によって、燃え盛る炎の中へ転落したことで生じたのであろう、と推測された。ここでは、50体が見つかった。また、天井桟敷には、観客全体の4分の3が収容されていたが、階段が焼け落ちたため、ほとんどの観客がとり残され、逃げ後れる結果となった。また、ある場所では、床が焼け落ちて、床下まで落ちた遺体175体が見つかった。死体安置所は、すぐに一杯となり、立会所に、遺体が身元確認のために並べられた(図版参照)。



図版 アダムス街の立会所に並べられたブルックリン劇場火災の犠牲者 Frank Leslie's Illustrated Newspaper, December 23, 1876.

ブルックリン劇場の火災を受け、1877 年特別委員会の報告書は、劇場 建築の危険さを、大きく取り上げた。⁴⁴ 委員会においては、宮内大臣によ る検査が、出入り口に集中し、その他の専門化された知識が必要とされる 箇所については、大臣の守備範囲を超えることが確認された。当時、新設 の劇場の建築基準は、宮内大臣が定めた簡単な規則のほか、ロンドン市が定めた一連の首都圏建築法(Metropolitan Building Act)に準拠した。しかし、この法律でさえ、構造と材質の選択の指定にとどまっていた。既設の劇場の安全基準は、宮内大臣によって通達された、法的強制力のない31の安全規則に従った。

1877 年特別委員会報告書のロンドンの劇場の事例を、時の宮内大臣ハー トフォード公爵 (Marquis of Hertford) の 31 の安全に関する通達事項 45 に 照らし、検討すると、違反は明らかである。劇場は一度足を踏み入れる と、観客が簡単には外にでられない構造であった。規則1は、「建物内部 から戸が外に開くこと (戸を外開きにすること)」だが、良い座席を確保 しようと殺到する群衆から、入場料を取りはぐれぬよう、券売所で入口を 制限したい経営者らは、障壁を設け、戸を内開きにした。おもてから、戸 に鉄の閂がかけられ、外へ出られぬ劇場さえあった。46規則2は、「避難経 路の確保」が主眼だが、利益を増やしたい多くの経営者らは、特等席の正 面2階席後方の通路に、もう一列の増設を常態化させ、遅刻客には持ち運 べる椅子の提供も行った。47 通路が塞がれた劇場は、観客が迷うような空 間であった。2人同時に通れそうもない箇所や、出口に近づく程幅が徐々 に細くなり、非常時には観客同士がぶつかり、押しつぶされる危険のある 通路もあった。48 オペラコミク劇場では、正面2階席と正面1階席の観客 は、出口に行くのに、劇場を半周しなければならなかった。49 ロンドンの 劇場には、3つ以上の出口が存在したが、観客は、出口の在処を知らされ なかった。50 結果として、火災やパニックの際には、観客の脱出を妨げる ための罠のような構造であったのである。

1877年の委員会の提案によって、翌 1878年に、劇場建築の認可に首都 圏建設委員会が関わることとなった。1843年の劇場法では、宮内大臣や 治安判事による権限は、治安維持を目的とした劇場の閉鎖と認可の拒絶に 限られた。委員会は、ブルックリン劇場の火災を受け、劇場法において 建築に関する規制が皆無であることを、重くみた。翌 1878年に、首都圏 整備法と建築法の改正(Metropolitan Management and Building Amendment Act)が発布され、劇場建築は、首都圏建設委員会の管理の下におかれる こととなった。 上述のように、新たな市民統治が発動するきっかけは、1854年のコレラと、1876年の米国の劇場火災の発生、であった。安全確保のために、 法の強制力が発動され、安全確保が実施されたのである。

VI 国王大権への介入と市民の誕生

従来、首都の都市開発は、王権の代理人 (Woods and Forests) 主導で行われていた。しかし、1832 年からの度重なるコレラの発生により、1840 年に一連の衛生改革がはじまり、1855 年には、首都の下水施設と道路整備を行う首都圏建設委員会が作られる。⁵¹ 首都圏建設委員会は、中流階級出身⁵² が大半を占め、貴族社会の緩やかなパトロネジではなく、強制力をもった法で管理を行った。1878 年に首都圏建設委員会に劇場建築の管轄が移った結果、宮内大臣と首都圏建設委員会の新しい支配形態との間に、ぎくしゃくした関係が生じた。新設の劇場は新基準に準拠したが、既設の劇場については、首都圏建設委員会から安全基準の検査を受けたうえで、宮内大臣の認可を受けるという新田混合支配が存続した故である。

首都圏建設委員会は、改革を急激に推し進めた。既設劇場の修繕には、1878年の建築法の項目 11 に修繕条件として、金銭的に「無理のない範囲で」(with moderate expense) という譲歩の表現があった。それにもかかわらず、首都圏建設委員会は、非常口を確保すべく隣接する建物数棟を買収するなどの費用のかかる大がかりな改修を命じ、既設の劇場にも繰り返し介入し、改修を命じた。1878年法導入後から1892年委員会までに、17の劇場が建築基準を満たさないため、閉鎖を命じられた。劇作家ロバートソン (T.W.Robertson) が中産階級を楽しませた品行方正な劇場の走りとなったプリンス・オブ・ウエールズ劇場も、構造的な問題で1882年に閉鎖された。53

首都圏建設委員会は、必要とあれば法的な力の行使も辞さずに、強行な手段を講じた。宮内大臣の管轄外にあり、永年に渡り勅許状という王の特免状を盾に野放図であったコヴェント・ガーデンとドルリー・レーンの2つの劇場の建物の安全面の欠陥も、もはや例外ではなかった。建築の脆弱さは、1866年のドルリー・レーン劇場の年次株主総会における報告と、

その顚末に明らかであった。火災の際には劇場全体に5分で火が回ると の予想がなされ、舞台の天井部へ続く木製の朽ち果てた螺旋階段を鉄製の 階段に付け替える対処策が、提案された。しかし、地主や株主の消極さ によって改修は見送られていた。54ところが、首都圏建設委員会は、ドル リー・レーン劇場に8つの注文をつけた。55 そのうち、劇場の舞台前面の 額縁状の枠を支える壁が薄すぎるので対策を講じること、追加の階段を取 り付けること、が主な2つの要求であった。2つの劇場が建てられていた 一帯の地主は、ヘンリー8世から土地を譲り受けたベッドフォード公爵 家(Duke of Bedford)であった。一介の市当局では、その気のないベッド フォード公爵に連絡をつけることすら、難しかった。結局、枢密院推薦弁 護士2人が両側について、仲裁裁判に持ち込まれた。裁判では、壁の改 修は合意に至った。しかし、階段はベッドフォード公爵の私有物にある故 に介入は無効、とされた。56 首都圏建設委員会は、同じくベッドフォード 卿が地主であるコヴェント・ガーデン劇場について、衣装部屋の衛生状態 が容認しがたい状態である、と指摘した。57 首都圏建設委員会の全ての改 善要求を満たすべく、コヴェント・ガーデン劇場は4,500 ポンドにのぼる 修繕費の支出を余儀なくされた。58 コヴェント・ガーデン劇場とドルリー・ レーン劇場の株主は、王家と貴族が長きに渡って劇場を庇護した名残か ら、爵位貴族が多く、「王権」の恣意的な適用が生き残っていたが、徐々 に貴族の庇護から、法の支配下に置かれることになったのである。

このような首都圏建設委員会の改革に対し、これまで宮内大臣の劇場監督官らの寛大な裁量により、様々な恩恵をうけていた劇場経営者らは、法という顔の見えぬ規則に従うことに困難を感じた。一方、首都圏建設委員会を東ねていた建築家ブラスヒル (Thomas Blashill) は、委員会が開催される度、劇場所有者らの訪問を受けており、その相手をしなければならないのは効率が悪いと感じていた。59 両者の違いの代表的なものは、建築計画書の遵守であろう。劇場の建設ラッシュにあたって、投機目的で建てられた劇場建築においては、早さと安さを重視し、安全性を無視した建築が相次いだ。そうした劇場を多く建造した建築家フィップス(Charles John Phipps)は、エクセター劇場の建築の際に、図面通りに施行しなかった、と述べている。60 当時、1878年の建築法に即して引かれた図面が遵守され

ず、完成時とは異なることはよくあった。61

こうしたずさんな建物に対して、首都圏建設委員会の建築家の権威は、近代的なリスクの概念をもって厳しく対処した。一例として、ギルバート(W.S. Gilbert)の劇を含む軽妙な喜劇で観客を楽しませたオリンピック劇場に建ったニュー・オリンピック劇場において、首都圏建築委員会は、完成した舞台のとり壊しと建て直しを命じている。当局に提出された図面では、衣装部屋があるはずであった舞台下に、現場の建築士が、ボイラーを設置したのである。ボイラー室に換気口はなく、蒸気を上の舞台に逃がすようになっていた。1892年の特別委員会で証言したブラスヒルは、ボイラーの爆発や、それによってもれた蒸気は、演技をしている役者のみならず、観客にまで危険をもたらすかもしれない、と述べた。

In case of the explosion of the boiler, one could only apprehend that the steam, or the effects of the explosion, *might* make themselves sensible upon the stage and even in the auditorium. ⁶²(強調は引用者)

ブラスヒルの表現にみられる、そこにある"かもしれない"危機への備えは、極めて近代的な考えであった。本来、リスク概念は西洋の近代と密接につながっていたが、⁶³ 当時不可視の社会的危機に備える必要性は一般的ではなかった。既出の建築家フィップスは、こうした危機意識に対し、ブラスヒルは神経質(nervous)で、現状に何も問題がないのに、何かがあると空想(fancy)を膨らませると述べた。⁶⁴ フィップスの指摘は、近代の危機が空想を膨らませて想定されるという特性を示唆している。フィップスによると、危機は、あるかないかわからない言説によって、現実がないところに構築されていた。⁶⁵ これに対し、ブラスヒルは、経験から危険があるかどうかは判断可能であると述べ、⁶⁶ 起こるかもしれないケースをあげる。重要な点は、ブラスヒルの言葉に繰り返される「リスク」に関する言説をつうじ、⁶⁷ 劇場にかかわる議会の権威が、危機から守るべき「市民」を生み出したことである。ブラスヒルは、彼らの使命は「市民を危険から守ること」(we have to protect the public)だ、と述べる。⁶⁸ もはや、治安維持のために監視されなければならない「群衆」ではなく、

彼らは安全を守られるべき「市民」であった。また、それに伴い、娯楽の場は治安維持の対象ではなく、毎晩300,000人、毎週1,500,000人を収容できる、市民の重要な日常的活動の場の1つとみなされ、そこに通う人々は「リスク」から守られねばならなかった。⁶⁹

首都圏建設委員会は任命制で、完全な市民支配とはいえず、その構成員の腐敗や醜聞のため、1889年に解体された。後を引き継いだのは、住民の直接選挙による新設のロンドン州議会 (London County Council) であった。1882年のロンドン市の娯楽施設の認可は、6種にわたる複雑なものであった。ロンドンの 472の娯楽施設のうち、国王の勅許をもつ2つの劇場、宮内大臣管轄の45の劇場、治安判事管轄の10の劇場、ミドルセックス判事管轄の347のミュージックホール、サリー判事管轄の61のミュージックホール、ロンドン判事管轄の2つのミュージックホールである。プロンドン州議会は、1888年の地方自治法 (Local Government Act) によって、従来の治安判事の代わりに、宮内大臣管轄以外のロンドンの劇場と娯楽施設を管理した。1882年、1883年、1884年、1886年と立て続けに建築法改正をし、宮内大臣とともに劇場建築を管理したロンドン州議会が、劇場管理に積極的な介入姿勢をみせた。その一方で、州議会の強引な姿勢に劇場経営者らが反発し、宮内大臣も訴えるにやぶさかではなかったため、1892年に劇場認可を統一すべく、特別委員会が開かれた。

1892年の特別委員会では、ロンドン州議会の劇場委員会による、市民による市民のための検査例が紹介された。劇場委員会は15人ほどの委員からなり、委員長はファーデル (Thomas George Fardell)であった。ファーデルの実践の中で特徴的であったのは、抜き打ち的検査の実施である。劇場委員は劇場に視察にいき、随行した6人の建築家が報告した事実に基づいて上層部が状況を判断する。検査は継続的なもので、いつでも行うことが可能であり、また委員以外にも、15人ほどの覆面捜査官が存在した。彼らは1ギニーの報酬を受け取るものの、舞台裏をみるなど特別な視察をせず、あくまで一市民と同じように入場料を払い、すべてを観察し、市民として意見を述べる役割を負った。ファーデルは"you only give him the same powers as you give to any other member of the public"と述べる。⁷¹彼らは主にミュージックホール担当だが、あくまでも一市民として、市民が市

民を守るという視点を共有することが求められた。その服務規程についても細かく決められ、報告の際には安全確保確認の9つの項目に続き、一市民として自由に意見をのべる欄があった。ファーデルは、劇場の管理が任意(courtesy)でなされているのを厳格に法に基づいた権利(strict legal right)に基づいたものに変え、曖昧な権力を厳密な規程に基づいたものに変えることを望んだ。⁷² その観点から、議会の訴追の届かない宮内大臣の国王大権は問題であった。市民のためという立場から、⁷³ 法のもとに平等に市民を扱う市民統治が目指されたのである。

上記特別委員会をうけて、王権からロンドン州議会への劇場の建物管理の権限の移譲は、ヴィクトリア女王の死後、エドワード7世の治世の1909年に行われた。同時に、娯楽の場を群衆管理の場と定義した1751年の秩序争乱に関する法律の適用が撤廃された。これをもって、劇場は選挙によって選ばれた議員からなり、市民生活を運営する組織のもと、衛生、住宅、都市計画、消防、教育、交通などとともに管理されることとなる。同じ1909年に開かれた特別委員会が提出した宮内大臣の検閲廃止案は国王が認めなかった⁷⁴ことから、王権から議会への移管は徐々に進行したことが伺える。1968年の劇場法では、検閲廃止にあたり、宮内大臣の力の源泉は国王大権(royal prerogative)と明記した。⁷⁵すなわち、国王大権は正確に定義された法的合理性に晒らされ、その権威と神秘性を喪失したのである。

VII 結び

本稿では、社会空間の変容が市民概念の形成と連動したことに注目し、19世紀英国における近代的な社会空間の誕生と当時の大衆文化との関係を明らかにした。いわゆる言説により作られた「想像の共同体」としての市民が本論の主役であるが、その台頭は、社会空間と市民生活をめぐる政治的権力の構造変化と密接にかかわっていた。慣習法で積み重ねられてきた重なり合う支配構造が、ロンドン市の管轄に移譲され、劇場建築の安全を監視することとなった。この過程で、劇場を巡るリスク概念が、治安維持から観客の安全確保へ移行し、「群衆」は「市民」へ変容した。本稿で

とりあげた「市民」は、抽象的概念であり、その社会的実体は、19世紀末期の劇場建築の近代化を前提とするが、当時現れた社会的表象が従来まで見られなかった新たな共同体を数多く作り出したことに鑑み、その生成は重要である。実体的な関係性を共有しない人々が統計により新たな社会集団としてとらえられたように、上記分析から、当時のリスク概念をつうじ問題とされた社会空間としての劇場に集う観客は、公的関心の対象となり、新たな社会的実体性を付与されたことがわかる。劇場と王権との繋がりが断ち切られる過程で現れる危機を巡る言説において、「市民」が誕生したのである。

注

- 1. 先行研究として、宮内大臣の劇場建築への安全基準導入は、以下の著作で扱われている。しかし、デーヴィスは、市場経済へ政府の介入という経済面に焦点をあて、歴史的な政体の変遷を考察しない。Tracy Davis, *The Economics of the British Stage 1800-1941* (Cambridge: Cambridge University Press, 2000), 70–114. リーズは、ガス灯についての技術書で、宮内大臣によるガス事故への対処法を扱った。Terence Rees, *Theatre Lighting in the Age of Gas* (London: The Society for Theatre Research, 1978), pp.156–167.
- 2. David Cannadine, "The Context, Performance and Meaning of Ritual: The British Monarchy and the 'Invention of Tradition'," in *The Invention of Tradition*, ed. Eric Hobsbawm and Terence Ranger (Cambridge: Cambridge University Press, 1983). William M. Kuhn, *The Transformation of the British Monarchy*, 1861–1914 (London: Macmillan Press, 1996).
- 3. Raymond Williams, *Culture and Society 1780–1950* (New York: Columbia University, 1983), 297–300.
- 4. 近代のリスク理論に関する文献には、以下のものがある。Mary Douglas, Risk and Blame: Essays in Cultural Theory (London: Routledge, 1992), Mary Douglas and Aaron Wildavsky, Risk and Culture: An Essay on the Selection of Technological and Environmental Dangers (Berkeley: University of California Press, 1982), Ulrich Beck, Risk Society: Towards a New Modernity (London: Sage, 1993), Ulrick Beck, Anthony Giddens, and Scott Lash, Reflective Modernization: Politics, Tradition, and Aesthetics in the Modern Social Order (Stanford: Stanford University Press, 1994), Deborah Lupton, Risk (London:

- Routledge, 1999). しかしながら、フリードグッドが指摘するように、ヴィクトリア朝時代のへのリスク理論の適用には、歴史的な背景を加味することが必要である。Elaine Freedgood, Victorian Writing about Risk: Imagining a Safe England in a Dangerous World (Cambridge: Cambridge University Press, 2000), 2. フリードグッドは、1832–1897 年の間に、リスクが異国に転位され、安全な英国という言説が様々な書き物を通して構築された、という。しかしながら、本稿で述べた劇場の事例から、異国で起きたリスクが国内に取り入れられたことが実証される。
- 5. フーコーは、晩年のインタヴューにおいて、『狂気の歴史』 (1961)、『言葉と物』 (1966)、『監獄の誕生』 (1975) では、個人の行動規範の問題を、真理、権力の問題と関連付けることができなかった、と述べる。"It seems to me that in *Madness and Civilization, The Order of Things* and also in *Discipline and Punish* a lot of things which were implicit could not be rendered explicit due to the manner in which I posed the problems. I tried to locate three major types of problems: the problem of truth, the problem of power, and the problem of individual conduct. These three domains of experience can only be understood in relation to each other, not independently. What bothered me about the previous books is that I considered the first two exeriences without taking the third one into account." Michel Foucault, *Politics, Philosophy, Culture: Interviews and Other Writings 1977–1984* (New York: Routledge, 1988), 243.
- 6. 1860–1880 年代のロンドンの劇場における観客のマナーの変化については、 拙論を参照。Aiko Matsuura, "Dion Boucicault and Mid-Victorian Theatre" (PhD diss., University of Manchester, 2006), 164–201. 劇場の建物の変化 については、拙論を参照。Aiko Matsuura, "Dion Boucicault as a Builder of New Theatres in the Mid-Victorian Period," Journal of Irish Studies 28 (forthcoming).
- 7. アンリ・ルフェーヴル、『空間の生産』、齊藤日出治訳(東京:青木書店、2000)407。空間の理念を提唱するルフェーヴルは、フーコーの主体を批判し、「主体がいかにして理論的なもの(認識論的なもの)から実践へ、心的なものから社会的なものへ、哲学者の空間から物を相手にするひとびとの空間へと飛躍するのか、をまったく説明していない」と述べた。ルフェーヴル、『空間』、38-9。さらに、フーコーは、自らに配慮し、自らを形成する主体に拘るあまり、実際の生活のなかで主体によるリスク対応がどう行われるかについての考察がない、とラプトンは指摘している。Lupton, Risk, 105.
- 8. Report from the Select Committee on Theatre and Places of Entertainment; together with the proceedings of the committee, Minutes of Evidence, Appendix, and Index (1892), 365. 以下、特別委員会報告書は、Report とする。

- 9. そもそも劇場は、ヘンリー8世以前から、音楽・喜劇役者、狩猟など王の 祝典を監督する宮内大臣の補佐官が司った。エリザベス朝では宮廷祝典長 として宮廷演劇の設営に加え、劇場の認可、劇の検閲および出版までを監 督したのである。
- 10. 19世紀初めに再編された王室府には、儀式を司る宮内大臣と、家政を司る執事長、移動手段を司る主馬頭が置かれた。宮内大臣は、時の政権と連動して替わった。高地地方のブレダルベイン侯爵(Marquess of Breadalbane)が 3 代の首相の下で 1848–1852, 1853–1858 年の 9 年、シドニー子爵(Viscount Sydney)が 1859–1866 年と 1868–73 年の 13 年間、ハートフォード侯爵 (Marquess of Hertford) が 1874–79 年の 5 年間つとめ、以上の 3 名以外は 5 年以下の在職であった。 Hansard's Parliamentary Debates, 3d series (1830–91).
- 11. とはいえ、大衆の娯楽のため、法の禁止条項を避けた台詞抜きの小喜劇 (burletta) が不認可の劇場で栄えた。詳しくは Jane Moody, *Illegitimate Theatre in London*, *1770–1840* (Cambridge: Cambridge University Press, 2000).
- 12. ヴィクトリア女王は、多い年には、週に一度、劇場を訪れていた。訪問のリストは、George Rowell, *Queen Victoria Goes to the Theatre* (London: Paul Elek, 1978), 128–138. サーカス、パントマイム、ギルバート・アンド・サリバンを含む大衆演劇が好みであった。
- 13. David Thomas et al., *Theatre Censorship: From Walpole to Wilson* (Oxford: Oxford University Press, 2007), 280.
- 14. 1892 Report, 318.
- 15. Henri Lefebvre, *The Production of Space*, trans. Donald Nicholson-Smith (Oxford: Blackwell, 1991), 281.
- 16. 宮内大臣の管轄は、1832年の選挙法改正法(Reform Act)による首都圏の議会選挙区に拡大した。ロンドン市、フィンツベリー、メリルボーン、タワーハムレッツ、ランベス、サザークの議会選挙区内の劇場がその管轄であった。
- 17. 1879 Report, 8. 実は誤認であり、問題の勅許の写しは Report from the Select Committee on Dramatic Literature: with the Minutes of Evidence (1832), 237 に記載がある。王権の神秘性を示す一例といえよう。
- 18. 劇場建築水準の国際比較については、当該劇作家の英仏米の劇場建築の実地見聞に基づく。Dion Boucicault, letter to the editor, *Times*, October 2, 1862, 4.
- 19. ロンドンの劇場の調査は、仏建築家ダヴィウ(M. M. G. Davioud)が行った。 "A French Survey of English Theatres," *Builder*, June 1, 1867, 381–2.
- 20. 1892 Report, 316.

- 21. 建築専門の常駐のスタッフはおらず、立入検査の際のみ測量家が同行した。測量家の初代は下院議員の事務員を兼任した Fincham、2 代は劇場建築に長じた Robinson、3 代は Verity であった。1892 *Report*, 316.
- 22. 1858 年に検閲官ダンは、娘宛の書簡で、戯曲の検閲に劇場建築の管理 (立入検査) が加わり、前任者とほぼ同額の年俸 (500 ポンド) で「こ れまでの検閲官がしたことがないくらい仕事をしている」と、述べた。 Catharine Donne Jonson, *William Bodham Donne and His Friends* (London: Methuen & Co.,1905), 227.
- 23. 1892 Report, 316.
- Alain Corbin, The Foul and the Fragrant: Odor and the French Social Imagination, trans. Miriam L. Kochan (Cambridge, MA: Harvard University Press, 1998), 11–56, 142–175.
- 25. ガス灯が主流であった当時の劇場での観劇体験には、「劇場頭痛」がつきものであった。比較的値段の高い 2 階席においては、酸欠による頭痛、階下からの悪臭、空中に舞う埃に悩まされた。"London Theatres," *Spectator*, June 22, 1861, 669. 衛生状態については、Tracy Davis, "Filthy—Nay—Pestilential: Sanitation and Victorian Theatres," in *Exceptional Spaces*, ed. Della Pollock (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1998), 161–186を参照。1865年の検閲官ダンの書簡には、「アイルランドは豚のように不潔だとはよくいうが、(劇場の衣装部屋の幾つかに比べれば) 潔癖なまでに清潔(Dutch cleanness)だ」とある。Donne, *William Bodham Donne*, 268.
- 26. 1892 Report, 316.
- 27. Dion Boucicault, "Accidents in Theatres," letter to the editor, *Era*, February 14, 1864, 12. 会合の詳細は、"Accidents in Theatres," *Times*, February 6, 1864, 5.
- 28. The Lord Chamberlain begs to impress upon the managers that *the public is becoming more and more disposed to hold them responsible* for accidents by fire occurring in the houses under their control, and would suggest that speedy and certain punishment should be inflicted by them upon all persons in their service guilty of carelessness in this respect. (強調は引用者) "Fires at Theatres," *Times*, February 11,1864, 9.
- 29. 1855 年の建築法に従って、建築図面審査後に認可をだすのではなく、建物なしで認可ができない時代錯誤の認可法 (Hansard 3rd Series, vol. 16, 560-67) が適用された (認可が降りるとは限らないが、劇場の建設を命じた)。さらに、建設予定地の土地の購入ののちに王家の機関である Woods & Forests が介入した。Report from the Select Committee on Theatre Licenses and Regulations; together with the Proceedings of the Committee, Minutes of

- Evidence, and Appendix (1866), 155.
- 30. フランスでは行政警察規則があり、建築物の構造規制は警察の管轄の下で規則がつくられ、内装、劇場の舞台だけでなく、火事の際の装備、適切な暖房、換気のほか、作業場の隔離と観客への快適な座席の提供が義務付けられた。"French Survey," *Builder*, 381–2.
- 31. デーヴィスは、経済的利益を通した宮内大臣と劇場経営者らの共生関係を指摘する。その根拠として、1870年代後期の劇場数の増加と宮内大臣の認可の手数料高騰から、劇場担当官吏らの収入が2倍になったことがある。Davis, Economics, 102. しかし、検閲官ダンの在任中(1857–1874年)は、認可料は高くなく、経営者らは葡萄酒を検閲官に届け、無料の入場券を届ける程度で事足りていた。Donne, William Bodham Donne, 225. よってパトロネジの要素をここでは強調する。
- 32. William M. Kuhn, *Henry and Mary Ponsonby: Life at the Court of Queen Victoria* (London: Duckbacks, 2003), 100. Charles Clive-Ponsonby-Fane, *We Started a Stately Home* (Trowbridge: Redwood Burn Ltd, 1980), vi–vii.
- Report from the Select Committee on Metropolitan Fire Brigade; together with the proceedings of the committee, Minutes of Evidence, and Appendix (1877), 86.
- 34. 権限が曖昧であったため、担当官の個人的な裁量が大きく影響した。John Russell Stephens, *The Censorship of English Drama 1824–1901* (Cambridge: Cambridge University Press, 1980), 17.
- 35. Donne, William Bodham Donne, 276.
- 36. 1892 Report, p.316.
- 37. 1833 年から 1866 年までに 50 件の劇場の火事があった。1866 Report, 327.
- 38. Eyre Massey Shaw, Fires in Theatres (London: E & F.N.Spon, 1876), 5.
- 39. ジョンソンは、ブルックリン劇場についての研究が充分ではない、と指摘する。Jensen, Robin E et al., "Metaphorical Invention in Early Photojournalism: New York Times Coverage of the 1876 Brooklyn Theatre Fire and the 1911 Shirtwaist Factory Fire," *Critical Studies in Media Communication* 28, no. 4 (2010): 340.
- 40. Mary C. Henderson, *The City and the Theatre* (New York: Back Stage Books, 2004), 120.
- 41. 英米間を結ぶ大西洋横断電信は、1858 年に開通した。修繕ののち、1866 年から正常に機能した。1870 年代、英国は、さらに多くの国と電報で 結ばれている。Tom Standage, *The Victorian Internet* (New York: Walker & Company, 1998), 78–91, 101–4.
- 42. 1877 Report, 171, 187, 198. イラストレイテッド・ロンドン・ニュースは、 瓦礫と化したブルックリン劇場の図版とともに、火災の被害を伝えた。

"The Fire at Brooklyn Theatre," Illustrated London News, January 6, 1877, 4.

- 43. "The Brooklyn Theatre Fire," *Times*, December 20, 1876, 8.
- 44. 1877 Report, 397.
- 45. Ibid., 395-6.
- 46. Ibid., 103.
- 47. Ibid., 146.
- 48. Ibid., 93.
- 49. Ibid., 105.
- 50. Ibid., 96.
- David Owen, The Government of Victorian London 1855–1889 (Cambridge, MA: Belknap Press, 1982), 25–30.
- 52. クリフトンは、首都圏建設委員会を新興の中流階級の組織とみなし、委員の出自、教育背景、訓練、採用方法を考察した。首都圏建設委員会の職員の大半は、高等教育を受けていなかった。例外的に、消防局の幹部であったショー大尉は、ダブリンのトリニティ・カレッジで修士号を取得した。Gloria A. Clifton, Professionalism, Patronage and Public Service in Victorian London (Atlantic Highlands: Athlone Press, 1992), 76. また、首都圏建設委員の職業については、オーウェンが詳しい。1858年の首都圏建設委員会の設立時は、教区の意見が強く、地元の教区委員が大半であった。1860年代初頭において、役職のほとんどは小売商(14人)、次に現役を退いた商人(8人)が占めた。1875年の役職者の職業は、運送屋、退職した小売商、スピタルフィールズの不動産所有者、パブ経営者、仕立屋、石鹸製造業者、建築業者、退職した書籍商、馬車製造者である。Owen, The Government, 156-7.
- 53. 1892 Report, 478. 二重支配下の劇場運営は一様ではなく、個々の劇場でかなりのばらつきが見られた。プリンス・オブ・ウエールズ劇場では、一階正面席に向かうのに、入口から特等席を抜け、さらに細い階段を通らねばならず、首都圏建設委員会により不認可とされた。それに対し、宮内大臣は別の見解を示したが、最終的には安全性の面から、宮内大臣は認可取り消しを余儀なくされた。Report (1892), p. 317.
- 54. "Drury-Lane Theatre," Times, February 22, 1866, 6.
- 55. 279 Hansard (1882), 787-90.
- 56. 1892 Report, 158.
- 57. Ibid.,10.
- 58. 279 Hansard (1883), 331-334.
- 59. 1892 Report, 124.
- 60. 完成した劇場には、提出図面とは異なる3つの変更がされていた。後にこの劇場は火事になり、フィップスは消防局と首都圏建設委員会の追及を受

けた。しかし、フィップスは火事の原因は建築の構造とは関係がないと弁明した。1892 Report, 165.

- 61. 1892 Report, 15-6.
- 62. Ibid., 121.
- 63. Anthony Giddens, *The Consequences of Modernity* (Cambridge: Polity Press, 1990).
- 64. 1892 Report, 156.
- 65. フィップスは "I think he is rather nervous and fancies that there is a great deal wrong when there is nothing at all wrong"と述べた。*Report* (1892), 156.
- 66. 1892 Report, 121.
- 67. Ibid., 118.
- 68. Ibid., 143.
- 69. 279 Hansard (1882), 787.
- 70. Ibid., 787.
- 71. 1892 Report, 30.
- 72. Ibid., 14.
- 73. Ibid., 34.
- 74. Thomas, Theatre Censorship, x.
- 75. Theatres Act 1968, c.54, 1.

要旨

The Demise of the Mob and the Birth of the Citizen: Discourse on Risk in Safety Regulations in Theatres 1855–1909

Aiko MATSUURA

Until the 1870s, the Lord Chamberlain of the Royal Household held a firm grip on theatres in London as the executer of the royal prerogative. With the exception of two patent theatres endowed with the permission to stage plays for an indefinite period, the Crown agent was entrusted with licensing as well as the task of checking the structures and conditions of the existing theatres. He took over this power from the long line of his predecessors going back further than the time of Henry VIII, manifesting the love—hate relationship between the Crown and theatres from time immemorial. Theatres in London were still considered as a potential source of social disturbances in the mid Victorian period, and because of this lingering concern the Lord Chamberlain was given his command on the popular entertainment.

The task of this article is to trace the transformation of the Crown intervention in London theatres as a form of cultural surveillance by describing the rise of the concept of the citizen in the contemporary discourse on safety regulations in theatres. The article begins with a brief description of the way in which the royal prerogative on theatres was exercised through the Lord Chamberlain's office as a patron for the licensed theatres in London. This patron–client relation remained intact until the Select Committee of 1866, which recommended ensuring transparency in the licensing process. It was followed by an increasing concern of the public over the safety of the buildings of theatres. Primarily a surveyor of theatres for the sustenance of law and order,

英文要旨 119

the Lord Chamberlain was not able fully to respond to the newly emerged demand for safety, and gave way to the government bodies equipped with modern technology to prevent disasters at theatres. The advent of the commoner technocrats, the city authorities such as the Metropolitan Fire Brigade, the Metropolitan Board of Works and the London County Council, brought the notion of 'risk' as a potential threat to the lives of citizens at large, marking a new era in theatre history in Britain. Instead of being cantankerous noisy mobs, the discourse of risk turned the theatre-goers to modern citizens entitled to be ensured of the safety of public amenities.